

ID: 354

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	定期券の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則 第8条第2項		
例 規 番 号	平成8年規則第46号		
【根拠条文】 (定期券の再交付の手続) 第8条 定期券を汚損し、損傷し、又は紛失したときは、定期券の再交付を受けることができる。 2 前項の規定により、定期券の再交付を受けようとする者は、定期券再交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日